



宮 崎 県 公 報

平成22年 5 月10日 (月曜日) 第 2181 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額の一部を改正する告示…………… (人事課) 1
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の一部を改正する告示…………… (") 2
- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 3
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更 (") 3

- 生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更…………… (国保・援護課) 3
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (") 3
- 生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… (") 3
- 生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の名称の変更…………… (") 4
- 生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の所在地の変更…………… (") 4
- 生活保護法に基づく施設機関の指定 …………… (") 4

公 告

- 大規模小売店舗の変更に係る届出 (2件) … (商業支援課) 4
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 6

告 示

宮崎県告示第 277号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額 (平成4年宮崎県告示第560号) の一部を次のように改正する。

平成22年5月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。			議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,237円	13,379円	20歳未満	4,575円	13,255円
20歳以上25歳未満	5,019円	13,379円	20歳以上25歳未満	5,115円	13,255円
25歳以上30歳未満	5,851円	13,599円	25歳以上30歳未満	5,777円	13,837円
30歳以上35歳未満	6,504円	16,549円	30歳以上35歳未満	6,349円	16,712円
35歳以上40歳未満	6,920円	19,703円	35歳以上40歳未満	6,844円	19,454円
40歳以上45歳未満	7,217円	23,141円	40歳以上45歳未満	7,088円	22,362円
45歳以上50歳未満	7,092円	24,581円	45歳以上50歳未満	7,016円	23,916円
50歳以上55歳未満	6,600円	24,836円	50歳以上55歳未満	6,612円	24,900円
55歳以上60歳未満	5,967円	23,411円	55歳以上60歳未満	5,906円	23,499円
60歳以上65歳未満	4,650円	20,756円	60歳以上65歳未満	4,634円	20,364円
65歳以上70歳未満	4,060円	15,230円	65歳以上70歳未満	4,030円	14,419円
70歳以上	4,060円	13,379円	70歳以上	4,030円	13,255円

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2

第 1 項及び第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき知事が定める額（以下「改正後の告示」という。）の表の 20 歳未満の項、20 歳以上 25 歳未満の項及び 50 歳以上 55 歳未満の項の最低限度額並びに 25 歳以上 30 歳未満の項、30 歳以上 35 歳未満の項、50 歳以上 55 歳未満の項及び 55 歳以上 60 歳未満の項の最高限度額の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の告示の表の 20 歳未満の項、20 歳以上 25 歳未満の項及び 50 歳以上 55 歳未満の項の最低限度額並びに 25 歳以上 30 歳未満の項、30 歳以上 35 歳未満の項、50 歳以上 55 歳未満の項及び 55 歳以上 60 歳未満の項の最高限度額の規定は、平成 22 年 4 月 1 日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

宮崎県告示第 278 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 10 条の 2 の規定に基づき知事が定める金額（平成 8 年宮崎県告示第 1125 号）の一部を次のように改正する。

平成 22 年 5 月 10 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 10 条の 2 の規定に基づき知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。			議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 10 条の 2 の規定に基づき知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 [略]	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>10 万 4,590 円</u> を超えるときは、 <u>10 万 4,590 円</u> ）	常時介護を要する状態	1 [略]	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>10 万 4,730 円</u> を超えるときは、 <u>10 万 4,730 円</u> ）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>5 万 6,710 円</u> 以下であるときに限る。）	月額 <u>5 万 6,710 円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額）		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>5 万 6,790 円</u> 以下であるときに限る。）	月額 <u>5 万 6,790 円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	1 [略]	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>5 万 2,300 円</u> を超えるときは、 <u>5 万 2,300 円</u> ）	随時介護を要する状態	1 [略]	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>5 万 2,370 円</u> を超えるときは、 <u>5 万 2,370 円</u> ）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受け	月額 <u>2 万 8,360 円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受け	月額 <u>2 万 8,400 円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出

	た日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が2万8,360円以下であるときに限る。)	された額)		た日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が2万8,400円以下であるときに限る。)	された額)
--	---	-------	--	---	-------

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の規定は、平成22年5月10日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

宮崎県告示第 279号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年5月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	指定年月日
吉田病院	宮崎県延岡市松原町4丁目8850番地	平成22年4月1日
函師医院	宮崎県西都市中央町2丁目6番地	平成22年4月1日
美郷町立西郷歯科診療所	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区田代29番地1	平成22年4月1日
ひばり薬局	宮崎県北諸県郡三股町新馬場24-10	平成22年4月12日

宮崎県告示第 280号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年5月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
海老原記念病院	宮崎県都城市立野町3633番地1

2 届出事項

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
海老原記念病院	メディカルシティ東部病院	平成22年4月1日

宮崎県告示第 281号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年5月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
株式会社フレンド薬局	宮崎県日向市中町3番33号

2 届出事項

指定医療機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
宮崎県日向市中町3番33号	宮崎県日向市中町5番地2	平成22年3月1日

宮崎県告示第 282号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年5月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	廃止年月日
田中内科医院	宮崎県都城市北原町34号21番地	平成22年4月1日
医療法人悠生会吉田病院	宮崎県延岡市松原町4丁目8850番地	平成22年3月31日
函師医院	宮崎県西都市中央町2丁目6番地	平成22年3月31日
美郷町立西郷歯科診療所	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区田代546番地	平成22年3月31日

宮崎県告示第 283号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年5月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	所在地	
株式会社仁愛	宮崎県延岡市稲葉崎町5丁目691番地1	稲穂の郷	宮崎県延岡市稲葉崎町5丁目691番地1	平成22年3月15日
医療法人社団健腎会	宮崎県延岡市大貫町2丁目1206-1	介護付有料老人ホームライフパーク円か	宮崎県延岡市大貫町2丁目1231番地1	平成22年4月16日
有限会社小玉商事	宮崎県日南市西町2丁目8番17号	デイサービス来見遊	宮崎県日南市天福2丁目2-9-1	平成22年4月1日
株式会社ライフサポート	宮崎県串間市大字南方994番地11	サポートハウス 稲の穂	宮崎県串間市大字西方3912番1	平成22年4月12日
有限会社アシスト企画	宮崎県延岡市平原町3丁目1222番地4	介護付有料老人ホーム海の館	宮崎県東臼杵郡門川町中須1丁目3-7	平成22年3月1日
株式会社サン・ルーム	宮崎県延岡市平田町2347番地	株式会社サン・ルーム 高千穂	宮崎県西臼杵郡高千穂町三田井5152-1	平成22年3月8日

宮崎県告示第 284号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年5月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	所在地
医療法人 宏仁会	宮崎県都城市山田町中霧島字東原3323番地8	海老原記念病院	宮崎県都城市立野町3633番地1

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
海老原記念病院	メディカルシティ東部病院	平成22年4月1日

宮崎県告示第 285号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年5月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	所在地
株式会社リハケア研究所ウイイル	宮崎県都城市広原町20号9番1	リハケアステーション都城	宮崎県都城市上長飯町58号1番地2

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
宮崎県都城市上長飯町58号1番地2	宮崎県都城市広原町20号9番1	平成21年11月30日

宮崎県告示第 286号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成22年5月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	指定年月日
吉原 タチ子(有限会社エイミーメディカルサポート)	延岡市中町2丁目2-24	平成22年2月1日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成22年5月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マンガ倉庫都城店
都城市吉尾町840番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ハンズマン 代表取締役 大藪誠司
都城市吉尾町2080番地
- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 大藪明照
(変更後) 代表取締役 大藪誠司
- (2) 大規模小売店舗の名称
(変更前) D I Yホームセンターハンズマン吉尾店
(変更後) マンガ倉庫都城店
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ハンズマン 代表取締役 大藪明照
都城市吉尾町2080番地
(変更後) 有限会社ゼロ 代表取締役 磯部賀津雄
宮崎市佐土原町下那珂3340-41
- 4 変更の年月日
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
平成18年10月6日
- (2) 大規模小売店舗の名称
平成22年4月16日
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成22年4月16日
- 5 変更した理由
- (1) 建物設置者の代表者変更のため
(2) テナント入替に伴う店舗名及び小売業者変更のため
(3) テナント入替に伴う店舗名及び小売業者変更のため
- 6 届出年月日
平成22年4月15日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間
平成22年5月10日から平成22年9月10日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商業支援課
- (2) 期間
平成22年5月10日から平成22年9月10日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成22年5月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マンガ倉庫都城店
都城市吉尾町 840番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ハンズマン 代表取締役 大藪誠司
都城市吉尾町2080番地
- 3 変更しようとする事項
- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ① 駐車場の位置及び収容台数
- | | | |
|-------|---------------|------|
| (変更前) | 建物東側 (No.1) | 130台 |
| | 建物敷地西側 (No.2) | 52台 |
| | 合計 | 182台 |
| (変更後) | 建物東側 | 182台 |
- ② 駐輪場の位置及び収容台数
- | | | |
|-------|-------------|-----|
| (変更前) | 建物東側 (No.1) | 10台 |
| | 建物敷地西側駐車場東側 | 11台 |
| | 合計 | 21台 |
| (変更後) | 建物東側 | 46台 |
- ③ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- | | | |
|-------|--------------------|--------|
| (変更前) | 建物敷地西側駐車場北側 (No.1) | 34.2㎡ |
| | 建物敷地西側駐車場北側 (No.2) | 15.0㎡ |
| | 建物敷地西側駐車場北側 (No.3) | 14.6㎡ |
| | 合計 | 63.8㎡ |
| (変更後) | 建物内西側 | 65.57㎡ |
- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- | | |
|-------|------------|
| (変更前) | 午前7時～午後10時 |
| (変更後) | 24時間 |
- ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- | | |
|-------|------------------|
| (変更前) | 午前6時30分～午後10時30分 |
| (変更後) | 24時間 |
- ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- | | | |
|-------|-------------|-------------------------|
| (変更前) | 建物敷地北側及び東側 | 3箇所(出入口1箇所、出口1箇所、入口1箇所) |
| | 建物敷地西側駐車場東側 | 2箇所(出入口2箇所) |
| | 合計 | 5箇所 |
| (変更後) | 建物敷地北側及び東側 | 3箇所(出入口1箇所、出口1箇所、入口1箇所) |
- 4 変更する年月日
- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
平成22年12月16日
- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 平成22年 4 月16日
- 5 変更する理由
営業施策のため
- 6 届出年月日
平成22年 4 月15日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間
平成22年 5 月10日から平成22年 9 月10日まで
- 8 意見書の提出先及び期間

- (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商業支援課
- (2) 期間
平成22年 5 月10日から平成22年 9 月10日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成22年 5 月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-19)第 339号	㈱遠藤建設	遠藤 隆司	宮崎県日向市曾根町 2-104	一般	土木工事業、ほ装工事業	平成22年 3 月 3 日付けで廃業した旨の届	平成22年 3 月 3 日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第 378号	㈱金丸工務店	金丸 文博	宮崎県都城市平江町11-1	一般	土木工事業、とび・土工工事業、水道施設工事業	平成22年 3 月 1 日 "	平成22年 3 月 1 日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第1095号	㈱西條組	西條 隆雄	宮崎県宮崎市佐土原町下田島58	一般	管工事業	平成22年 3 月 16日 "	平成22年 3 月16日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第1698号	児玉工務店	児玉 虎美	宮崎県西都市大字調殿1315	一般	建築工事業	平成22年 3 月 25日 "	平成22年 3 月25日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第2471号	㈱カワコ電水社	川子 カズエ	宮崎県小林市真方 426-2	一般	消防施設工事業	平成22年 3 月 18日 "	平成22年 3 月18日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第3118号	大野工務店	大野 定光	宮崎県宮崎市下北方町横小路5945-25	一般	建築工事業、大工工事業	平成22年 3 月 3 日 "	平成22年 3 月 3 日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第3985号	㈱山之上造園土木	飯田 和浩	宮崎県小林市水流迫 277-7	一般	管工事業	平成22年 3 月 3 日 "	平成22年 3 月 3 日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第4160号	㈱佐藤土木	佐藤 典志	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井5972	一般	管工事業	平成22年 3 月 30日 "	平成22年 3 月30日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-20)第5650号	㈱林建設	林 益雄	宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田7486	一般	管工事業	平成22年 3 月 5 日 "	平成22年 3 月 5 日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第6205号	㈱九州技建	日高 昌太郎	宮崎県宮崎市大字広原199-2	一般	土木工事業	平成22年 3 月 2 日 "	平成22年 3 月 2 日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第6510号	㈱旭電業	木森 文男	宮崎県東諸県郡綾町大字南保 242-2	一般	電気工事業	平成22年 3 月 31日 "	平成22年 3 月31日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-16)第6654号	宮松園	宮原 伸能	宮崎県宮崎市佐土原町下田島 19835	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工	平成22年 3 月 2 日 "	平成22年 3 月 2 日 (全廃業)

					事業、塗装工事業、造園工事業、水道施設工事業		
宮崎県知事許可 (般-17)第6992号	(有)西動建設	日高 均	宮崎県宮崎 市大字浮田 3302-5	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装工事業、水道施設工事業	平成22年3月19日付けで廃業した旨の届	平成22年3月19日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-19)第7484号	(株)横山建設	横山 一郎	宮崎県都城市志比田町 5797-3	一般	左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業	平成22年3月29日 "	平成22年3月29日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-19)第9245号	森建設工業(有)	森 哲男	宮崎県延岡 市下三輪町 1061-2	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成22年3月24日 "	平成22年3月24日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第10316号	(有)秀峰建設	緒方 哲哉	宮崎県北諸 県郡三股町 大字蓼池18 26-2	一般	石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業	平成22年3月30日 "	平成22年3月30日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-19)第10603号	(有)クロキハウジング	黒木 勝郎	宮崎県都城市高崎町大 牟田2947	一般	建築工事業	平成22年3月23日 "	平成22年3月23日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-21)第11019号	(有)奈須電工	奈須 勝美	宮崎県延岡 市塩浜町2 -1828-1	一般	電気工事業、消防施設工事業	平成22年3月9日 "	平成22年3月9日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第11277号	立山	立山 重明	宮崎県宮崎 市大字島之 内9779-9	一般	建築工事業、大工工事業	平成22年3月26日 "	平成22年3月26日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-21)第11978号	山下住設	山下 重信	宮崎県都城市宮丸町30 11-1	一般	建築工事業	平成22年3月31日 "	平成22年3月31日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-20)第12549号	大豊基礎	江川 豊光	宮崎県延岡 市小野町57 73	一般	とび・土工工事業	平成22年3月10日 "	平成22年3月10日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-21)第12614号	(株)小畑工務店	小畑 義博	宮崎市高岡 町高浜 524	一般	建築工事業、大工工事業、内装工事業	平成22年3月17日 "	平成22年3月17日 (全廃業)